

寝屋川市告示第78号

建築物に関する工事の特定工程及び特定工程後の工程の指定について

建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律（平成18年法律第92号）による改正後の建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第7条の3第1項第2号及び同条第6項の規定により特定工程及び特定工程後の工程を指定するので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第4条の11の規定により、次のとおり公示する。

なお、平成17年寝屋川市告示第183号（建築物に関する工事の特定工程及び特定工程後の工程の指定）は、平成19年6月19日限り廃止する。

平成19年5月18日

寝屋川市長 馬場好弘

1 中間検査を行う建築物の構造、用途及び規模

木造、鉄筋コンクリート造、鉄骨造、鉄骨鉄筋コンクリート造若しくはその他の構造又はこれらの構造が混合した構造の建築物で、新築、増築又は改築に係る部分が、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するもの

- (1) 住宅（兼用・併用住宅、長屋、共同住宅、寄宿舎及び下宿を含む。）の用途に供する建築物で、当該建築物の確認の申請部分の床面積の合計が50平方メートルを超えるもの
- (2) (1)の用途以外の用途に供する建築物で、当該建築物の確認の申請部分の床面積の合計が300平方メートルを超えるもの又は地階を除く階数が3以上のもの

2 指定する特定工程

- (1) 基礎工事に関する特定工程

法第6条第1項第2号又は第3号に掲げる建築物（法第68条の10第1項に規定する型式適合認定に係る建築物又は法第68条の11第1項に規定する型式部材等の製造者の認証に係る建築物を除く。）の基礎の配筋工事を特定工程とする。

(2) 建方工事に関する特定工程

次の表の中欄に掲げる構造の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる工事を特定工程とする。ただし、同表の右欄に掲げる工事を2以上の工区に区分して施工する場合は、最も早く施工する工区の工事を特定工程とする。

項	構造	特定工程
1	木造	屋根の小屋組の工事（耐力壁及び壁の筋かい、接合金物が目視出来る工程）
2	鉄筋コンクリート造	2階の床及びこれを支持するはり（平家建ての建築物については、屋根床版）に鉄筋を配置する工事（配筋工事を現場で施工しないものについては、2階のはり及び床版の取付け工事）
3	鉄骨造	2階の床版の取付け工事（平家建ての建築物については、建方工事）
4	鉄骨鉄筋コンクリート造	2階の床及びこれを支持するはりに鉄筋を配置する工事
5	前4項に掲げる構造以外のもの	屋根の工事
6	前5項に掲げる構造の区分のうち2以上の構造の区分にわたる構造	該当する構造の区分に応じた特定工程のうち、最も早く施工する工事（主要構造部の一部を木造とした場合については、最も遅く施工する工事）

備考 階数が3以上である共同住宅で床及びはりに鉄筋を配置する建築物の建方工事については、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第11条及び第12条によるものとする。

3 指定する特定工程後の工程

(1) 基礎工事に関する特定工程後の工程

法第6条第1項第2号又は第3号に掲げる建築物（法第68条の10第1項に規定する型式適合認定に係る建築物又は法第68条の11第1項に規定する型式部材等の製造者の認証に係る建築物を除く。）の基礎のコンクリートの打設工事を特定工程後の工程とする。

(2) 建方工事に関する特定工程後の工程

次の表の中欄に掲げる構造の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる工事を特定工程後の工程とする。

項	構造	特定工程後の工程
1	木造	壁の外装工事又は内装工事
2	鉄筋コンクリート造	2階の床及びこれを支持するはり（平家建ての建築物については、屋根床版）に配置された鉄筋をコンクリートその他これに類するもので覆う工事（コンクリート打込み工事を現場で施工しないものについては、2階の柱及び壁の取付け工事）
3	鉄骨造	壁の外装工事又は内装工事
4	鉄骨鉄筋コンクリート造	2階の床及びこれを支持するはりに配置された鉄筋をコンクリートその他これに類するもので覆う工事
5	前4項に掲げる構造以外のもの	壁の外装工事又は内装工事
6	前5項に掲げる構造の区分のうち2以上の構造の区分にわたる構造	2(2)の表第6項に掲げる工事に係る構造に対応する第1項から第5項までの構造の区分に応じて右欄に掲げる特定工程後の工事

4 適用の除外

法第 85 条の規定が適用される建築物及び市長が認める建築物については、この告示の規定は、適用しない。

5 経過措置

この告示の規定は、平成 19 年 6 月 20 日以後に法第 6 条第 1 項の規定により確認の申請書を提出する建築物及び法第 6 条の 2 第 1 項に規定する国土交通大臣又は知事が指定した者の確認を受けるための書類を提出する建築物及び法第 18 条第 2 項の規定により通知をする建築物について適用し、同日前に法第 6 条 1 項の確認の申請書を提出する建築物及び法第 6 条の 2 第 1 項の国土交通大臣又は知事が指定した者の確認を受けるための書類を提出する建築物及び法第 18 条第 2 項の規定により通知をする建築物については、なお従前の例による。